

令和2年度『児童館直接来館』試行実施の延長について

保護者のニーズや、小学生のあそび時間の確保に対応するため『児童館直接来館』の試行実施を延長する。

児童館の利用は放課後自宅等に帰宅し、通学上の荷物（ランドセル等）を置いて来館することが原則であるが、事前に「児童館直接来館登録票」を提出した児童に限って、保護者の了解のもとに放課後に通学上の荷物を所持して直接児童館を利用できることとする。

1. 試行実施児童館について

連光寺児童館（平成30年12月議会で陳情が出され趣旨採択となった地域の児童館）

東寺方児童館（バス通学の児童もいる小学校の地域の児童館）

2. 対象等

多摩市在住または在学の小学生で、保護者会や通院等の理由で保護者が不在の場合、もしくは自宅が遠いため一旦家に帰ると来館が困難な場合や児童館事業へ参加する場合。

3. 保護者への周知

児童館だよりや市ホームページで周知するとともに、両児童館で保護者説明会を行い主旨を説明する。

4. 利用上のルール

- 事前に「児童館直接来館登録票」を児童館に提出する。
- 来館する時に、「直接来館利用届」を児童が提出する。
- 児童館で登録状況表を作成し、小学校に情報提供する。
- 下校時間までの緊急時（学級閉鎖や事件等）及び災害時（風水害等）等の対応は、小学校の対応に準じる。
- 児童館では、一般来館児と同様のルールで過ごす。
- 途中外出は自己管理で行う。
- 児童館からの帰路は、原則として保護者等のお迎えとする。
- 児童館内での怪我以外は保険の適用外となる。
- 通常の経路及び方法により、学校から自宅に下校する際に怪我などをした場合は、学校の管理下における災害として、市が加入する保険の対象になるが、児童館に直接来館する場合は、保険の対象にはならない。

5. 試行延長実施期間

令和2年4月9日（木）から令和3年3月春休み前日までとする。

6. 試行後の対応

- ・試行実施期間中に内容についての検証を行う。（利用実態の把握や業務量など）
- ・本格実施に向けて必要性の有無や施設面、職員体制などを検討する。

7. 試行延長の理由

平成30年12月より、プロジェクトチームを結成して本事業について検討を始めるとともに、関係機関との丁寧な調整を経て、方向性としては7月にまとめたが、夏休み期間と周知期間を考慮する必要があったため、令和元年9月17日（火）～令和2年3月31日（火）まで（新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月2日（月）から閉館）試行で実施した。

今回、試行実施の状況を検討した結果、年度途中の周知で利用も少なく、利用にあたっての具体的なルールが必要と判断した。また、保護者のニーズが高いと見込まれる年度当初の利用状況を把握するとともに、明確なルールを作り利用者への周知を徹底する必要があり、状況によっては人員体制を検討する場合があることから試行実施を延長する。

8. 試行実施に向けてのスケジュール

- 3月末 市ホームページで周知
4月始業式 児童館だより配布
4月 8日（水） 各館で保護者説明会（1回目）
4月11日（土） 各館で保護者説明会（2回目）

※＜参考＞令和元年度試行実施実績

| 元年9月17日～2年2月末日(約5か月間) | | | |
|-----------------------|-----|-----|------------|
| | 登録数 | 利用者 | 利用件数(延利用者) |
| 連光寺児童館 | 13件 | 8人 | 38件(人) |
| 東寺方児童館 | 18件 | 12人 | 66件(人) |

令和2年3月26日付で上記内容を決定した。その後、現在まで学校の休校と児童館休館が継続しているため、児童館直接来館の試行は実施できていない。